

自治基本条例を考える会議

第3分科会検討結果

平成19年11月28日

第3分科会検討項目

3-1 市政運営の仕組み (市民協働関係)

- (1) 協働の位置付け
- (2) 協働の推進
- (3) 情報の共有
- (4) 審議会・懇談会
- (5) 住民投票

3-2 市政運営の仕組み (執行機関関係)

- (1) 地域自治
- (2) 総合的な市政運営
- (3) 健全な財政運営
- (4) 行政評価
- (5) 執行機関の組織
- (6) 行政手続
- (7) 条例の制定及び活用
- (8) 法令の遵守
- (9) 国及び他の地方公共団体との
連携及び協力
- (10) 条例の見直し

3-1 市政運営の仕組み(市民協働関係)

(1) 協働の位置付け

【分科会で出された意見】

- ・ 市民，議会，行政機関の誰もが正確に理解できるよう，条例の中で「協働」について丁寧に定義する必要があるのではないか。
- ・ 「協働」を考える上でのキーワード
「情報の共有化」，「相互の信頼」，「対等な立場」，「市民・行政の双方の変革」，「連携と協力」，「地域自治」

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 市民協働とは，市民，地域活動団体，非営利活動団体，事業者及び市が共通の目標を実現するため，互いに情報を共有し合い，対等の立場に立って，相互に信頼し，理解し及び尊重し合いながら，役割と責任を担い合い，互いの特性や能力を発揮し合いながら連携及び協力して，効果的に自治に取り組むことをいうこと。

(2) 協働の推進

【分科会で出された意見】

- ・ 誰もが重要な施策について意見が出せること、また、そういう情報が得られる機会をたくさん作ることが協働の推進につながる。
- ・ 事前に案を公表する「努力」をしなければならない。
- ・ 市民にとって重要な施策を立案する際には、積極的に意見を聴取しなければならない。

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 市は、市民の多様な参画の機会を整備しなければならないこと。
- ・ 執行機関は、市の基本的な政策等の策定に当たっては、事前に案を公表して、市民の意見を募り、それらの意見を考慮して意思決定しなければならないこと。
- ・ 執行機関は、市民にとって重要な施策を立案する際には、積極的に意見を聴取しなければならないこと。
- ・ 執行機関は、市民の自主的な活動を尊重するとともに、協働によるまちづくりを推進するために必要な施策を講じなければならないこと。

(5) 住民投票

【分科会で出された意見】

- ・ 住民投票の濫用は避けるべきだし、本当に必要があると認めたと
きのみ実施するよう、対象事案に応じて、**個別に**条例を設置して
行うのがいいのではないか。
- ・ ある程度の年齢に達しないと適正な判断が難しいと思うので、
住民投票を実施する場合の対象は「有権者」とするのがいいので
はないか。

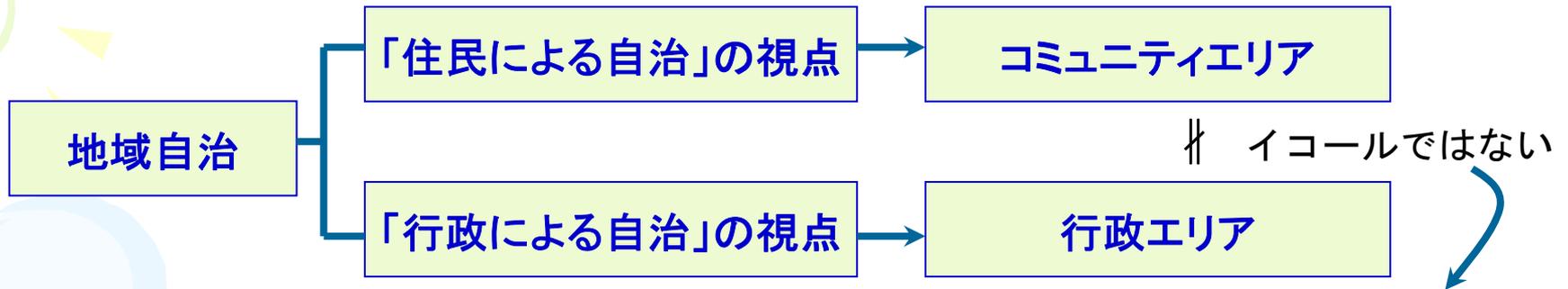
【条例に盛り込むべき事項】

- ・ **市長は、市政に係る重要な事項について、広く住民の意思を確認
する必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、
住民投票を実施することができること。**
- ・ **住民投票を実施することを定める条例は、それぞれの事案に応
じ、住民投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その
他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとすること。**
- ・ **議会及び市長は、住民投票を実施した場合は、その結果を尊重
しなければならないこと。**
- ・ **個別の条例で定める投票資格要件は、「選挙権を有するもの」
とすること。**

3-2 市政運営の仕組み(執行機関関係)

(1) 地域自治(地区行政)

【地域自治について】



【分科会で出された意見】

性質の違うものなので分けて規定する。

- 行政側が言う行政エリアというのは、必ずしもコミュニティと一致しないので、その辺の違いは表現しておいた方がいいのではないかな。
- 小学校区等に配慮した適正な地域区分のもと、地域におけるまちづくりを進めること。
- 一律に「小学校区」がいいということを含み込むのではなく、例えば、「小学校区等に配慮して」というものを入れるなど、「**適正な地域区分**」というものをもう少し丁寧に規定してはどうか。

【分科会で出された意見】

- ・ 市民の生活のまとまりを尊重したような「地域自治」というのは言っておいた方がいいのではないか。
- ・ 地域の活動団体は、必ずしも自治会とイコールではないので、さまざまな地域の組織が協働して、地域自治を推進すること。

【条例に盛り込むべき事項】

（地域自治全般に関して）

- ・ 地域主体のまちづくりを進めるに当たっては、市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、市等の各主体は、協力して、小学校区を基本とする等の住民の生活圏に配慮した適正な地域区分のもと取り組まなければならないこと。

（市の行政サービスの提供等、地区行政に関して）

- ・ 執行機関は、適正な地域区分に基づき、地域の総合行政拠点を軸とした身近な地域での一層の行政サービスの拡充及び市民との協働の推進等、住民主体の地域づくりを進めなければならないこと。

(4) 行政評価

【分科会で出された意見】

- ・見出しを「行政評価」ではなく「市政運営評価」として、「協働」、「自治」について評価する仕組みも盛り込んでみてはどうか。

【条例に盛り込むべき事項】

- ・執行機関は、施策、事業等の成果を市民に明らかにし、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、適切な方法により施策、事業等の評価を実施し、その結果を公表しなければならないこと。
- ・執行機関は、協働のまちづくりの趣旨にのっとり行政運営が推進されるよう、協働のまちづくりに関する評価制度の整備及び充実に努めなければならないこと。

(9) 国及び他の地方公共団体との連携及び協力

【分科会で出された意見】

- ・ 県内での連携に当たっては、「県都として積極的に」という文言を入れられないか。

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 市は、共通する課題を解決するため、国及び関係地方公共団体と互いに連携を図りながら協力するよう努めなければならないこと。
- ・ 前項の場合において、特に県内における共通課題の解決に当たっては、市は、県都として積極的に連携及び協力を図るよう努めなければならないこと。

(10) 条例の見直し

【分科会で出された意見】

- ・自治基本条例の「見直し規定」があってもいいのではないか。例えば、「4年を超えない期間で見直しする」など、定期的な見直し規定を盛り込むことも検討してもいいのではないかと思う。

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 市は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が宇都宮市にふさわしいものであるかどうかを検討しなければならないこと。